

### Ⅲ 50年、100年後に引き継ぐ「財産」

#### 1 すこやか子育て環境づくり

##### 政策72

出産や育児の不安と喜びを社会全体で支えるため、365日対応の小児救急電話相談体制や地域子育て支援拠点の整備とともに、育児用品など「母になる人への贈りもの」運動を展開

##### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 小児救急電話相談事業について、日曜日、祝日、年末年始を含む通年で実施します。
- 地域子育て支援拠点の整備を進めるため、施設整備に対する助成とともに、実践者や関係団体と協働し、地域ぐるみの取組に向けたセミナーの開催、道民に対するPR活動、担い手のスキルアップ等の取組を進めます。
- 本道を出産や子育てにやさしい地域としていくため、市町村や経済団体等との連携・協力を図り、「母になる人への贈りもの運動」を社会全体の取組として展開します。



##### ◇ 取組の概要 ◇

小児救急電話相談事業については、23年度から日曜日、祝日、年末年始も含めた通年で実施し、利用者の利便性の向上を図ってきました。

また、地域子育て支援拠点の整備を進めるため、施設整備への助成のほか、実践者や関係団体と協働し、地域ぐるみの取組に向けたセミナーの開催、道民へのPR、担い手のスキルアップ等を行ってきました。

さらに、本道を出産や子育てにやさしい地域としていくため、市町村や経済団体等との連携・協力を図り、事業内容や推進方法について検討を行うなど、「母になる人への贈りもの運動」を社会全体の取組として展開してきました。

##### ◇ 主な取組 ◇

###### ◆ 小児救急電話相談事業の通年実施

- ・小児救急電話相談を23年度から通年実施（相談実績 23年度 8,201件、24年度 7,833件、25年度 8,249件、26年度 3,979件（9月末時点））

###### ◆ 地域子育て支援拠点の整備

- ・安心こども基金を活用した施設整備に対する助成
- ・子育て実践者を対象としたセミナー（23年度 2地域、24年度 2地域）や地域子育て支援拠点のスタッフを対象としたスキルアップセミナーを開催（23年度 3回）
- ・各（総合）振興局に事業者間の連携促進などを協議する地域子育て支援拠点の連携会議を設置（25年度）

###### ◆ 「母になる人への贈りもの運動」の検討及び取組

- ・有識者や子育て支援、経済団体等と事業内容や推進方法について検討（23年度 3回）
- ・妊娠・子育て中の方等を対象とした地域意見交換会（道内4箇所）やアンケート調査を実施（23年度）
- ・社会全体で母親になる人を支える環境づくりのため、市町村や企業等と連携し、妊婦さんへの贈りものをはじめ、各種配慮や情報提供など支援体制を構築（「妊婦さんの日（毎月22日）」の制定）（24年度）
- ・市町村や企業等と連携し、妊婦さんへの贈りもの配布や情報提供などを実施（24年度～）

### 政策73

不足する保育所などの計画的整備により待機児童ゼロをめざすとともに、子どもたちの能力を伸ばす幼児教育を振興するなど、乳幼児の子育て環境をきめ細かに整備

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

##### 【待機児童の解消】

- 増大する保育ニーズに対応できるよう保育所の計画的な整備のほか、認定こども園\*の設置促進や家庭的保育（保育ママ）事業の推進など、多様な保育サービスの提供についても関係する市町村に働きかけ、待機児童の解消に努めます。

##### 【乳幼児子育て環境の整備】

- 親子が安心して外出できる環境づくりを進めるため、市町村（公共施設）・店舗・企業等の協力を得て、「授乳」や「おむつ交換」などができる「北海道赤ちゃんのほっとステーション」の登録制度を創設するとともに、設備整備に要する経費を助成します。

##### 【幼児教育の振興】

- 私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上、幼児に係る修学上の経済的負担の軽減や幼稚園経営の健全性を高めるための助成を行います。
- 本道のすべての幼児が、心身共に健やかな成長を遂げることができるよう、小学校入学後の生活や学習の基盤を培う幼児教育の充実に取り組みます。



#### ◇ 取組の概要 ◇

増大する保育ニーズに対応した保育所の計画的な整備のほか、認定こども園の設置促進や家庭的保育（保育ママ）事業の推進など、関係する市町村に働きかけ、待機児童の解消に努めてきました。

また、市町村（公共施設）・店舗・企業等の協力を得て、「授乳」や「おむつ交換」などができる「北海道赤ちゃんのほっとステーション」の登録制度を創設するとともに、設備整備に要する経費を助成するなど、親子が安心して外出できる環境づくりを進めてきました。

さらに、私立幼稚園の経常的経費に係る助成を実施し、幼児に係る修学上の経済的負担の軽減及び幼稚園経営の健全化を促進するほか、幼稚園等と小学校との連携を促進するため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に取り組むよう「北海道幼稚園教育課程研究協議会」等の機会に指導助言するなどを行ってきました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 保育所受入児童数の計画的拡充

- ・ 関係する市町村に対し、増大する保育ニーズに対応できるよう「安心こども基金」を活用した保育所の緊急的整備のほか、認定こども園の設置や家庭的保育事業（保育ママ）の実施について働きかけ

##### ◆ 「北海道赤ちゃんのほっとステーション登録等促進事業」の取組

- ・ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、「北海道赤ちゃんのほっとステーション」の登録を開始（23年11月）し、ステッカーや、道のホームページなどによるPRを実施
- ・ 登録促進のための民間施設の設備整備について助成（23年度）

##### ◆ 私立幼稚園への助成

- ・ 私立幼稚園の経常的経費に係る助成を実施  
（23年度 465園、24年度 466園、25年度 460園、26年度 459園（予定））

##### ◆ 幼稚園等と小学校との連携の推進

- ・ 幼児教育の充実を図るため「北海道幼稚園教育課程研究協議会」の開催のほか、幼稚園と小学校との円滑な接続を図るための取組を実施（各年10月）
- ・ 過年度に実施した幼稚園等と小学校の連携の成果と課題を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に取り組むよう「北海道幼稚園教育課程研究協議会」等の機会に周知（24年度、25年度）
- ・ 小学校との連携の状況について幼稚園に対する調査を実施（各年1月）

## 政策74

放課後児童クラブ\*の計画的な増設やICT\*を活用した在宅就業の促進、子育て支援・道営住宅やファミリーサポートセンター\*の整備など、女性の仕事や社会活動と子育ての両立支援を充実

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 放課後や週末等における子どもたちの安全で安心な居場所づくりを充実するため、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室\*」の計画的な整備が図られるよう市町村への支援に努めます。
- ひとり親家庭などの経済的な自立を目的にICTを用いた在宅就業を促進するほか、育児・介護休業制度等の普及やファミリー・サポート・センターの設置を促進するとともに、国や関係機関との連携により、就業支援についての情報収集や情報交換を行い、就業環境の整備に取り組み、仕事と子育ての両立支援を促進します。
- 道営住宅において、市町村の福祉施策と連携し、子育て世帯の優先入居や集会所における子育て支援サービスの提供を行う子育て支援住宅の整備を進めます。



### ◇ 取組の概要 ◇

子どもたちの放課後の居場所となる「放課後子供教室」及び「放課後児童クラブ」に対する運営費の補助や放課後子供教室のコーディネーター等の研修会を実施するとともに、放課後子どもプラン等の総合的な在り方を検討する「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業推進委員会」を開催し、実施方法等について市町村へ情報提供しました。

また、ひとり親家庭などの就業環境の整備を推進するため、ICTを用いた在宅就業を促進する研修の実施、育児・介護休業制度等の普及やファミリーサポートセンターの設置を促進したほか、国や関係機関との連携した就業支援についての情報収集や情報交換を行うなど、仕事と子育ての両立支援を進めてきました。

さらに、道営住宅においては、市町村の福祉施策と連携し、子育て世帯の優先入居や集会所における子育て支援サービスの提供を行う子育て支援住宅の整備を推進してきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 総合的な放課後対策の実施

- ・放課後児童クラブや放課後子供教室に対する運営費補助等を実施
- ・「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業推進委員会」を設置し、総合的な放課後対策の在り方を検討（23年6月設置 各年度 4回開催）
- ・放課後子供教室のコーディネーター等への研修会を実施（23年度・24年度 4箇所8回、25年度 7箇所11回、26年度 7箇所11回（予定））
- ・教育支援活動推進フォーラムの開催（各年度 1月開催）や事例集の発行（24年度、25年度）により事業成果等を普及・啓発

#### ◆ ひとり親家庭などの在宅就業環境の整備

- ・全道6箇所に設置した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、技能習得、就業情報に至るまでの一貫した就業支援サービスの実施
- ・パソコンやインターネットなどのICTを用いた在宅就業支援研修を実施（研修生 23年度 854名、24年度 377名、25年度 300名）

#### ◆ 仕事と家庭の両立のための環境整備、優遇制度の実施

- ・仕事と家庭の両立を考えるシンポジウム開催（各年度 札幌）、両立支援推進企業表彰を実施（23年度 4企業、24年度 3企業、25年度 2企業、26年度 2企業）
- ・北海道あったかファミリー応援企業登録制度を普及（23年度 15社、24年度 16社、25年度 7社、26年度 42社（12月3日現在））
- ・国や関係機関と構成する子育て女性の就職支援協議会等により、情報収集や情報交換を実施
- ・仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業に対する優遇措置を実施（23年度 531社、24年度 586社、25年度 586社、26年度 582社（11月末現在））
- ・中小企業が行う両立支援等の仕組みづくりを支援（24年度）

#### ◆ ファミリー・サポート・センターの設置促進

- ・ファミリー・サポート・センター意見交換会の開催（各年度 札幌）やセンターの設置を促進（新設 23年度 3箇所、24年度 1箇所、25年度 8箇所）

◆ **道営住宅における子育て支援住宅等の整備**

- ・市町村の福祉施策と連携した道営の子育て支援住宅及び集会所等を整備（23年度 5団地 28戸、24年度 6団地 32戸、25年度 2団地 19戸、26年度 2団地 16戸（予定））

◆ **家庭教育を地域全体が支援する体制の整備**

- ・家庭教育を支援する企業等を含む、地域の構成者を主体とした検討チームを設置し、地域の実情に合わせ、多様な方法で保護者に学習機会を提供するための方策を検討（14管内 各4回開催（予定））
- ・保護者や地域の大人が家庭教育に積極的に取り組むことの大切さについて普及・啓発する情報交流会の開催（札幌 26年2月開催）

## 政策75

安全性に十分配慮しながら、子宮頸ガン等のワクチンの無料接種を促進するなど、子育て家庭の医療負担を軽減

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 市町村が実施するワクチン接種事業に助成し、子宮頸がん等ワクチン接種の促進を図ります。
- 市町村が実施する乳幼児等医療給付事業に助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減や乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療の促進を図ります。



### ◇ 取組の概要 ◇

市町村が実施するワクチン接種事業のうち、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて、市町村への補助を実施したほか、3ワクチンの定期接種化や定期接種化までの事業継続について国に要望しており、25年4月から予防接種法の一部改正により子宮頸がん予防ワクチン等3ワクチンが定期接種として実施されています。

また、市町村が実施する乳幼児等医療給付事業に助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減や乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療の促進を図ってきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 事業実施市町村への補助

- ・子宮頸がん予防ワクチン（各年度 179市町村実施）
- ・ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン（23年度 177市町村実施、24年度 178市町村実施）

#### ◆ 国への要望

- ・子宮頸がん予防ワクチンなど、3ワクチンの定期接種化や定期接種化までの事業継続について要望

#### ◆ 定期接種化

- ・予防接種法の一部改正により、25年4月から市町村で子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの3ワクチンを定期接種として実施

#### ◆ 子育て家庭の医療負担軽減

- ・市町村が実施する乳幼児等医療給付事業を支援（179市町村）
- ・国による乳幼児等医療助成制度の創設について、国への要望活動を実施

## 2 学力・体力アップの学ぶ環境づくり

### 政策76

子どもたちが自ら学び、進路を切り拓いていくことができるよう、学力テストの結果なども十分活用しながら、全国レベルをめざして基礎的な学力を向上する学習環境づくりを促進

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 本道の児童生徒の全国レベルをめざした学力向上のため、基礎・基本の定着や学習習慣の確立などを図る取組を強化します。
- わかる授業の実現と望ましい生活習慣の定着のため、学校・家庭・地域が一体となった取組を総合的に進めます。



#### ◇ 取組の概要 ◇

全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、小中学校における基礎学力向上を図るため、小・中学校の連携を推進する「小・中学校ジョイントプロジェクト」や、国語や算数の指導力向上を図る教員研修、道独自の基礎問題「チャレンジテスト」の配付などに取り組むとともに、教科指導に優れた教員が若手教員等への支援を行う巡回指導教員の配置、退職教員等の外部人材の活用に努めてきました。

また、25年6月からは「ほっかいどう学力・体力向上運動」をスタートさせ、知事と教育委員長のメッセージを発信するなど、学力・体力向上の機運を広げる取組を推進してきたほか、26年度からは、学力向上を担当する教員を対象とした研修会や、地域全体で子どもの学力について考える会などの取組を推進するとともに、引き続き巡回指導教員の配置や外部人材活用、チャレンジテストの配信等の取組を推進します。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 北海道学力向上トリプルUP事業（23年度～25年度）の推進

- ・地域の小・中学校が国語や算数・数学において、9年間を見通した指導計画や指導方法のあり方等について連携を進める「小・中学校ジョイントプロジェクト」を推進（全道17推進地域）
- ・管内ごとに「国語パワーUP！プロジェクト」（23年度 3～25回、延べ2,127名参加、24年度 2～17回、延べ2,231名 25年度 3～13回 延べ1,405名）、「算数パワーUP！プロジェクト」（23年度 29回、24年度 44回、25年度 42回）などの教員研修を進め、学力向上に資する授業改善の取組を推進
- ・道独自の基礎問題「チャレンジテスト」の拡充や、望ましい生活習慣の確立をめざす保護者対象の研修会を行い、学校や家庭、地域が一体となった学力向上に向けての取組を推進
- ・「北海道学力向上Webシステム」を導入し、インターネットを活用してチャレンジテストの配信・集計等を実施（24年9月導入、活用状況（25年8月）小学校99.4%、中学校99.2%）

##### ◆ ほっかいどう学力向上推進事業（26年度～28年度）の推進

- ・29年度の全国調査までに、全ての管内で学力を「全国平均以上」にする目標の達成に向け、より一層の学力向上が望まれる地域に拠点校を指定し、外部講師による講演などを実施する推進協議会や指導主事による授業改善等への重点的な指導・助言を実施
- ・全国学力・学習状況調査結果を分析し、報告書をより工夫改善
- ・調査結果の分析方法を学校担当教員に指導する学力向上推進研修会の実施（26年度 全道14管内で実施）
- ・「チャレンジテスト」を拡充し、応用問題も含めた、学期毎の学習内容の定着状況を把握する問題を実施
- ・学力向上に資するよう、地域を指定し小中連携、一貫教育を推進
- ・地域が一体となった学力向上の機運を高める「北海道の子どもたちの学力について考える会」を開催（26年度 全道14管内で実施）

##### ◆ 教員の指導技術や児童生徒の学力向上を図る取組の推進

- ・教科指導に優れた教員が若手教員等への支援を行う「巡回指導教員活用事業」を推進（配置及び対象校数 23年度 62名 176校、24年度 65名 188校、25年度 65名 188校、26年度 68名 195校）
- ・退職教員や社会人等を非常勤講師として配置し、理数教育の充実や学力向上に資する「退職教員等外部人材活用事業」を推進（23年度 275名、24年度 286名、25年度 309名、26年度 281名）

##### ◆ 学力向上のための調査分析及び指導内容等に係る実践研究の充実

- ・「全国学力・学習状況調査」を実施し、道としての基礎データの作成（23年度～25年度）

- ・課題に対応するため、指導のポイントを作成し、ホームページに掲載（23年11月）
- ・調査結果を分析し、26年度の全国調査までに「全国平均以上」にするという目標の達成に向け、「オール北海道で目指す目標」を設定し、課題のある学習内容などの改善に向けた教員研修や授業改善の取組を推進（23年度～25年度）
- ・調査結果を活用し、わかる授業と望ましい生活習慣の定着を図るための取組を推進（24年度、25年度）
- ・調査結果を分析し基礎学力保障に資する報告書を作成、公表（24年3月、24年11月、25年11月）
- ◆ 「ほっかいどう『学力・体力向上運動』」の推進
- ・知事と道教委委員長のメッセージの公表（25年6月）
- ・保護者向けリーフレット「時間の目安を決めて子どもの生活リズムを整える！」（25年10月）などの各種資料の普及・啓発

## 政策77

基礎的な体力を養成するため、子どもたちのウォーキング運動や「どさんこ元気アップチャレンジ」の全道展開を応援

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 子どもウォーキングや縄跳びなどの記録に挑戦する「どさんこ元気アップチャレンジ」の全道展開など、発達の段階に応じた運動を奨励し、子どもの体力の向上のための取組を促進します。
- 市町村教育委員会や企業等との連携のもと、子どもの望ましい運動習慣の定着に向けた取組を促進します。



### ◇ 取組の概要 ◇

「子どもウォーキングチャレンジ事業」については、23年度から25年度までの3年間、幼稚園1園、小学校17校を指定し、歩数計を活用して休み時間に意欲的に運動する取組や家庭と連携した歩数計測の取組などを実施し、運動習慣の定着や運動系の少年団等に所属していない児童の体力の向上など、大きな成果が見られました。

また、「どさんこ元気アップチャレンジ」については、児童生徒が意欲的に取り組むことができるよう23年度から随時種目の内容を見直すとともに、25年度は種目を市町村教育委員会や学校から公募し2種目を追加して実施しており、26年度は、引き続き種目を公募するとともに、継続的な取組が期待できる種目を精選して、児童生徒の体力の向上を図っています。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 「子どもウォーキングチャレンジ事業」の展開（25年度で終了）

- ・「歩くこと」に視点をおいた運動習慣の改善に向けた実践研究を行う研究指定校の指定（指定校数 各年度 幼稚園1園、小学校17校）
- ・学校等における取組事例を実践事例集に取りまとめ、全道に普及・啓発
- ・北海道家庭教育サポート企業と連携した家庭における取組を促進
- ・「子どもウォーキングチャレンジ事業全道協議会」を開催（各年2月）

#### ◆ 「どさんこ元気アップチャレンジ」の拡充・工夫改善

- ・実施種目を「短縄跳び選手権（個人）」「長縄跳び選手権（団体）」「スーパー反復横とび選手権（個人）」「体力・運動能力選手権（個人）」「ウォーキング・チャレンジ（個人）」の5種目に拡充し、道教委のホームページでランキングを公開（ランキングは随時更新）（23年度）
- ・前年度の種目のリニューアルや、「体力・運動能力種目別選手権」「ドリブルリレー」などの新しい実施種目9種目を追加（24年度）
- ・「リレータイム選手権」などの新しい種目の追加に加え、市町村教育委員会や学校から種目を公募し、「夏の短縄跳び選手権スペシャル」「みんなで馬とび選手権」の2種目を追加（25年度）
- ・種目を精選するとともに、エントリー時期を学期ごととするなど、各学校の取組を反映しやすい体制の構築について工夫改善を図る。
- ・JAグループ、北海道フットボールクラブ、北海道教育大学との相互協力協定による「どさんこ元気アップチャレンジ」イベントの開催（各年9月～10月、25年は11月に実施）
- ・北海道全体として子どもの体力向上に取り組んでいけるよう、北海道家庭教育サポート企業や「輝け北海道の子どもたちプロジェクト」における企業等と連携した取組について検討（24年度）

#### ◆ 体力向上フォーラムの開催

- ・市町村教育委員会及び指定校、PTA関係者、北海道家庭教育サポート企業、大学教員等の有識者等が一堂に会し、子どもの望ましい運動習慣の定着や体力の向上に向けたフォーラムを開催（各年2月）



## 政策78

郷土を愛し、命を大切にするとともに、社会の一員としてルールを守るなど人間性と社会性をしっかりと育む教育を支援

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 子どもたちが北海道への理解を深め、郷土を愛する心を培うことができるよう、総合的な学習の時間において、本道の自然や歴史、北方領土やアイヌの人たちの歴史・文化などの学習を推進します。
- 子どもたちに命を大切にするとともに、心や思いやりの心などを育むことができるよう、道徳教育の先進的な取組を全道に普及するとともに、「心のノート\*」を道内のすべての児童生徒に配付します。



### ◇ 取組の概要 ◇

「北海道ふるさと教育推進事業」の指定校における「指導プログラム」を活用した授業公開や教員研修を通じて、本道の自然や歴史、北方領土やアイヌの人たちの歴史・文化等の指導の充実を図りました。

また、道独自の基礎問題「チャレンジテスト」に北方領土に関する内容を出題し、北方領土に関する知識の確実な習得に努めました。

さらに、「北海道道徳教育推進委員会」を設置し、道徳教育モデルプログラムを作成したほか、道徳教育推進校事業推進校において調査研究や授業公開を実施したり、北海道にかかわりのある専門分野の著名人を非常勤講師とした道徳の時間を実施したりするなどして、道徳教育の充実を図りました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 「北海道ふるさと教育推進事業」の実施

- ・ 小・中学校の総合的な学習の時間において北方領土やアイヌの人たちの歴史・文化などの学習及び観光を含む産業等の学習を実践する学校（実践校 23年度 29校、24年度 40校、25年度 34校、26年度 29校）と学習環境の整備等を行う学校（協力校 23年度 43校、24年度 44校、25年度 42校、26年度 43校）で実施（※26年度から北海道ふるさと教育・観光教育推進事業と名称変更）
- ・ 実践校及び協力校の取組の成果の普及・啓発のため「ふるさと教育・観光教育実践事例交流会」を実施（各年 1月）

#### ◆ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の実施

- ・ 北海道道徳教育推進委員会を設置し、各管内で道徳教育を推進することが期待される教員等による道徳教育の調査研究を実施
- ・ 道徳教育推進校（25年度 14校）を指定し、道徳教育にかかわる調査研究や授業公開を実施
- ・ 北海道にゆかりのある専門分野の著名人を非常勤講師とした道徳の時間の実施（25年度 46校）
- ・ 北海道の自然や文化などの特色を生かした北海道独自の道徳教材を作成し、すべての小・中学校に配付（24年3月、25年3月）

#### ◆ 郷土北海道の自然や文化、産業などを生かした教育実践等の紹介・普及

- ・ 道教委ホームページに北海道の自然や文化、農業や漁業等の産業などを生かした教育実践や資料を掲載（26年3月）

## 政策79

英語のコミュニケーション能力向上をめざす中学生を対象に、「英語漬け体験学習・イングリッシュキャンプ」を全道主要地域で開催

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 中学生が豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、青少年教育施設等を活用し、英語を集中的に学ぶ「イングリッシュキャンプ」を全道主要地域で開催します。



### ◇ 取組の概要 ◇

北海道のグローバル化を担う人材の育成を図るため、オールイングリッシュの生活を体験できる「北海道イングリッシュキャンプ」を実施し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を図りました。

また、「ジュニア・イングリッシュキャンプ」については、各地域で子どもたちが幼少の頃から英語や異文化に親しむことのできる機会を増やしていくことを推進してきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 北海道イングリッシュキャンプの実施

- ・イングリッシュキャンプ実施に関するプログラム開発（23年度）
- ・プログラム開発のために、英語を母国語とする英語指導助手を活用し、試行的に道立の青少年教育施設でキャンプを実施

23年度 6箇所（森・洞爺・砂川・足寄・常呂・厚岸）の道立少年自然の家にて各1回実施  
小中高校生の参加者数は231名、初級 小学校5・6年生（原則）～中学校1年生、  
中級 中学校2・3年生、上級 高校生

- ・試行的に実施したイングリッシュキャンプの結果を分析し、プログラムに反映（24年度）
- ・英語指導助手に加え、海外からの留学生、通訳案内士等の人材を活用しながら、児童・生徒が自らのレベルに応じたキャンプに参加できるためのプログラムを開発し、キャンプを実施（24年度）

24年度 6箇所（森・洞爺・砂川・足寄・常呂・厚岸）の道立少年自然の家にて各3回実施  
小中高校生の参加者は280名

25年度 6箇所（森・洞爺・砂川・足寄・常呂・厚岸）の道立少年自然の家にて各3回実施  
小中高校生の参加者は256名

#### ◆ スーパーイングリッシュキャンプの実施

- ・リーダー的役割を果たす人材を育成し、グローバル化に対応するため、スーパーイングリッシュキャンプを実施し、高度な英語の実践力、国際ビジネススキルや態度の基礎力を養成

24年度 1箇所（深川青年の家）夏・冬2回実施 小学生1名、高校生20名 計21名

25年度 1箇所（深川青年の家）夏・冬2回実施 小学生1名、高校生26名 計27名

- ・「アドバイザー会議（仮称）」を設置し、アドバイザーからの意見を、イングリッシュキャンプのプログラムに反映（26年度）

#### ◆ ジュニア・イングリッシュキャンプの実施

- ・幼少期の子どもたちが楽しく英語に触れ、また保護者のグローバル社会における子育てのあり方について学ぶキャンプを実施

25年度 3箇所（深川青年の家、森、厚岸）計4回実施 子ども163名 保護者143名 計306名

#### ◆ 語学力・コミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進を図るカリキュラムの開発

- ・文科省「英語力を強化する指導改善の取組事業」指定校7校（高等学校）と協力校15校（小中高等学校）が、国際社会で活躍できる語学・国際感覚に優れた人材を育成するための教育カリキュラムを開発（24年度）
- ・文科省「英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力を強化する指導改善の取組事業」指定校9校（高等学校）と協力校24校（小中高等学校）が、「CAN-DOリスト」の作成と活用及びALTやICTの活用について研究（25年度）

#### ◆ グローバル教育カリキュラムの開発

- ・グローバル人材育成プログラム事業指定校8校（高等学校：推進校4校、協力校4校）が、世界を相手に活躍できる様々な人材を育成するための教育カリキュラムを開発（24年度）

## 政策80

視覚障がいのある児童生徒の中核的役割を担う特別支援学校を整備するとともに、既存の学校施設の活用も含め知的障がい養護学校の整備を促進

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 高等盲学校（札幌市中央区）と札幌盲学校（江別市大麻）を移転統合し、有朋高校移転跡地（札幌市中央区）に全道の視覚障がい教育の拠点となる特別支援学校（視覚障がい教育のセンター校）を整備します。
- 進学希望者が増加している知的障がい特別支援学校高等部（職業学科設置校）については、高校などの道有財産や市町村の小・中学校の空き教室・空き校舎などの既存施設を活用した分校・分教室の設置を含め、受入体制の整備に努めます。
- 在籍者の増加により校舎が狭くゆとりのない知的障がい特別支援学校義務校については、個々の学校の状況に応じ、既存施設を活用した分校・分教室の設置も含めて、その解消に努めます。



### ◇ 取組の概要 ◇

札幌視覚支援学校（視覚障がい教育のセンター校）については、関係者等との意見交換や、関係機関との周辺環境整備に係る協議を重ね、27年4月の開校に向け現在建設中です。

また、知的障がい特別支援学校高等部（職業学科設置校）については、23年度から26年度までに4年間で、既存施設の活用し、新たに6校を開校。さらに、平成28年度に3校開校の予定。

さらに、知的障がい特別支援学校義務校のうち、在籍者の増加により狭隘化が進んだ学校については、既存施設を活用した分校の設置や校舎の増築により、児童生徒の教育環境の確保に努めました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 札幌視覚支援学校（視覚障がい教育のセンター校）に係る施設整備

- ・センター校の新築整備について、関係者等の意向を踏まえた検討を行うため、施設整備に関する検討委員会を設置（23年8月設置 23年度2回開催）
- ・センター校の周辺環境整備について、北海道警察や北海道開発局、札幌市と協議（24年5月～7月）
- ・視覚障がい教育の拠点校としての役割を担う学校となるよう、当該整備に向けた検討を行うため、開設準備検討委員会を設置（25年7月設置、25年度3回開催、26年度1回開催）
- ・建築工事を着工（25年7月～27年3月（予定））

#### ◆ 特別支援学校高等部の整備

- ・次年度公立特別支援学校配置計画を策定（毎年9月）
- ・道立肢体不自由者訓練センターの跡施設を活用し札幌稲穂高等支援学校を、五稜郭養護学校の空き教室を活用し函館五稜郭支援学校を開校（23年4月）
- ・閉校した千歳市立中学校の校舎を活用し千歳高等支援学校を、幕別高等学校の空き教室を活用し中札内高等養護学校幕別分校を開校（25年4月）
- ・閉校した愛別高等学校を活用し美深高等養護学校あいべつ校を、閉校した釧路西高等学校の校舎を活用し釧路鶴野支援学校を開校（26年4月）
- ・閉校した旭川市立聖園中学校及び札幌拓北高等学校の校舎や、新得高等学校の空き教室を活用した間口（定員）確保を明示（26年9月）

#### ◆ 特別支援学校義務併置校の狭隘化対策

- ・星置養護学校について、閉校した札幌稲西高等学校の校舎を活用し分校を設置（26年4月）
- ・帯広養護学校について、校舎の増築による整備を実施（26年4月）
- ・札幌養護学校について、同校の通学区域を分離し新設校の設置（高等盲学校活用）や、釧路養護学校について、敷地内に増築整備を決定（26年9月）

## 政策81

退職者等の応援を得て、学校教育活動への各種支援に参画いただく「シニア・サポーターズ（学校応援団）」運動など、地域と学校が一体となった活動を促進

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 退職者等を含む地域住民にボランティアとして、学校の教育活動などに積極的に参画いただき地域と学校が一体となった学校教育を支える体制づくりを推進します。



### ◇ 取組の概要 ◇

地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業に対する運営費を補助するとともに、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業推進委員会」において、事業の企画・実施・状況把握を行い、市町村に情報提供しました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 学校支援地域本部の取組の推進

- ・学校支援地域本部の取組に対する運営費補助を実施
- ・「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業推進委員会」を設置し、教育支援活動等の総合的な在り方を検討
- ・学校支援地域本部のコーディネーター等への研修会を実施（23年度 4箇所8回、24年度 4箇所8回、25年度 7箇所11回、26年度 7箇所11回（予定））
- ・教育支援活動推進フォーラムの開催（各年度 1月開催）や事例集の発行（24年度、25年度）により事業成果等を普及・啓発

#### ◆ 退職教員等外部人材活用事業等の取組の推進

- ・教員向け退職準備セミナー等においてパンフレットを活用して取組を啓発
- ・放課後等学習サポーター（23年度 32名）、理数教育の充実のための非常勤講師（23年度 72名）、全国学力・学習状況調査の調査結果から明らかになった課題へ対応する非常勤講師（23年度 111名）や学力向上非常勤講師（24年度 235名、25年度 249名）の配置
- ・小学校における社会人等外部人材の活用（23年度 60名、24年度 51名、25年度 60名）

#### ◆ 土曜日の教育支援体制等の構築

- ・地域の人材等の社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築を図る取組に対する運営費補助等を実施（26年度）

### 3 かけがえのない森林と水環境づくり

#### 政策82

CO<sub>2</sub>吸収源である森林の整備に要する森林所有者の負担を軽減し、「百年の森づくり」を着実に進める新たな支援策を市町村と連携して実施

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 「植えて、育てて、伐って、また植える」という森林資源の循環利用を推進し、CO<sub>2</sub>の吸収など森林の多面的機能の発揮に資するため、伐採後の確実な植林や伐採跡地等への植林を支援する「未来につなぐ森づくり推進事業」を実施します。



#### ◇ 取組の概要 ◇

本道の森林は、全国森林面積の約1/4を占めており、低炭素社会の実現に向けた本道の役割は大きいことから、森林資源の循環利用を推進するため、23年度に「未来につなぐ森づくり推進事業」を創設し、公益的機能の発揮に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の確実な植林等を支援してきました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 「未来につなぐ森づくり推進事業」の普及啓発

- ・ 制度の普及・定着のため、ホームページへの掲載やパンフレットを作成・配布（23年度～26年度）

##### ◆ 「未来につなぐ森づくり推進事業」による計画的な植林の実施

- ・ 「植えて、育てて、伐って、また植える」という森林資源の循環利用を推進し、無秩序な伐採の防止と適確な更新の確保を図るため、伐採跡地等の植林に対して支援（23年度 148市町村、24年度 151市町村、25年度 147市町村、26年度 150市町村）

### 政策83

伐採跡地や長期間放置された森林の整備、水源の森保全などを進め、未来に引き継ぐため、「森と水を守る環境税（仮称）」の創設を検討

#### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 本道の豊かな森林や水資源を未来に引き継ぐため、長期間放置され手入れが遅れている森林や、水資源の保全に資する森林の整備・保全などを目的とする「森と水を守る環境税（仮称）」の創設に向けて、経済社会情勢などを踏まえ、道民の皆さまの意見を十分にお聴きしながら検討を進めます。



#### ◇ 取組の概要 ◇

長期間放置され、手入れが遅れている森林などについて、「新たな森林環境政策（素案）」による整備の実績や課題などを把握するとともに、検証・評価を実施し、対象の森林の整備は概ね達成できる見込みとなりました。

また、本道の豊かな森林や水資源を未来に引き継ぐため、「森と水を守る取組」について検討を進めました。

#### ◇ 主な取組 ◇

##### ◆ 森林整備などの事業の検証・評価

- ・ 21年3月に取りまとめた「新たな森林環境政策（素案）」による長期間放置され手入れが遅れている森林の整備などについて、外部有識者の意見を伺うとともに、事業の実績や課題などを把握し、検証・評価を実施
- ・ 延長された国の政策を活用し、森林の整備などを推進（24年度～26年度）

##### ◆ 森林の整備・保全のあり方の検討

- ・ 事業の検証・評価の結果や、改正森林法に基づく新たな森林計画制度の施行状況などを踏まえ、手入れが遅れている森林や水資源の保全に資する森林の整備・保全のあり方について検討（24年度～26年度）

## 政策84

森林や土地取引の実態把握や、森林・水源の保全などを目的とする新たな条例を全国に先駆けて制定

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 本道の豊かな水資源を将来にわたって保全するため、基本理念や道、道民及び事業者が果たすべき役割の規定、水資源保全のため重要な地域について「水資源保全地域」の指定、土地取引に係る新たな届出制などについて検討を行い、「北海道水資源の保全に関する条例（仮称）」を制定します。



### ◇ 取組の概要 ◇

道内で水源周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどから、水資源保全への関心が高まり、水源の周辺における適正な土地利用が求められ、「北海道水資源の保全に関する条例」を24年3月に制定し、この条例に基づき水資源保全地域の指定を進め、同地域内の土地の権利移転等の事前届出制を施行するなど、水源周辺の適正な土地利用の確保を図ってきました。

また、23年の改正森林法に基づく新たな森林の土地所有者届出制度の運用や国の登記情報の活用、森林経営計画策定推進に併せた所有者情報の精査等により、森林所有者の確認・把握を進めました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 森林所有者情報等の把握

- ・道内に森林を所有する企業に対する森林整備の意向等の調査を実施（23年度 2回）
- ・間伐等の施業が必要な人工林を対象とした不在村森林所有者の確認や意向調査を実施（23年度 3回）
- ・森林経営計画策定推進に併せて所有者情報の精査を実施（23年度～）
- ・新たな森林の土地所有者届出制度の運用を推進（24年度～、24年4月～25年12月届出実績 1,058件）
- ・国の登記情報の活用等により、森林の土地所有者の確認・把握を実施（24年度～）

#### ◆ 水資源の保全に関する条例の検討・制定

- ・庁内横断組織の北海道土地・水対策連絡協議会において条例案を検討（23年度 協議会3回 幹事会21回）
- ・外部の有識者で構成する「北海道水資源の保全に関する条例（仮称）検討懇話会」を設置し、条例案について意見を聴取（23年4月設置 6回開催）
- ・地域との意見交換会（23年7月～8月 14振興局）、パブリックコメント（23年11月～12月）を実施
- ・「北海道水資源の保全に関する条例」を道議会に提案（24年2月）、制定（24年3月）

#### ◆ 条例の周知や普及・啓発

- ・条例の趣旨や内容の周知を目的とした地域説明会を実施（24年5月～6月 14振興局）
- ・市町村及び関係機関に対し、ポスター・パンフレットを配布（24年度～26年度）
- ・水資源の保全に対する啓発を目的としたセミナー等を開催（24年度）

#### ◆ 水資源の保全に関する取組の推進

- ・「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を策定（24年5月）
- ・市町村と連携しながら、水資源保全地域の指定とその区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（地域別指針）の策定（24年度 41市町村 115地域、25年度 13市町村 37地域、26年度 2町村 11地域）
- ・水資源保全地域における土地取引の事前届出制を開始（24年10月）
- ・関係部と連携しながら、森林の有する水源かん養機能の維持増進や安全・安心な水資源の確保に向けた取組など水資源の保全に関する施策を推進（24年度～26年度）
- ・水資源保全地域に指定された地域内の土地を市町村が取得し、公有地化を図る際に支援する水資源保全推進事業交付金を創設（24年度）
- ・土地所有者の利便性の確保及び市町村における土地取引の動きの迅速な把握に資するため、事前届出制の事務権限を移譲（25年度 2市町、26年度 1町）

○ 北海道水資源の保全に関する条例（24年4月施行）

【目的】

- ・全ての道民が豊かな水資源の恵みを享受できるよう、地域の特性に応じ、道、市町村、事業者、道民等の適切な役割分担による協働により水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与

【主な内容】

- ・水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる地域を、市町村長からの提案に基づき、水資源保全地域に指定
- ・水資源保全地域内の土地に関する権利移転等について、当該権利移転等の3ヶ月前までに知事に届出
- ・北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として北海道水資源保全審議会を設置



## 政策85

振興局をはじめ広範な関係者が協力して流域全体の水環境保全に取り組む「海・里・森のネットワークづくり」運動を推進

### ◇ 政策の展開方向 ◇

- 北海道の恵まれた水環境を保全し、次世代に引き継ぐため、森林地帯から農漁村、都市部までを一体的に捉え、道（振興局）をはじめ、地域住民やNPO、産業界などの地域の関係者が一体となった流域ネットワークづくりを全道域で進めます。



### ◇ 取組の概要 ◇

関係者が流域環境保全計画を策定する際の手順を示した「健全な水循環確保のための流域環境保全計画作りガイド（22年3月）」などを活用して、環境保全団体等の流域ネットワークづくり（流域環境保全計画策定）に向けた取組を推進し、新たに3流域（風連湖・野付湾・阿寒湖）で流域環境保全計画が策定されました。

また、民間企業等との協働事業である「北海道eー水プロジェクト」を通じ、道内の水辺で環境保全活動に取り組む団体の支援を行っており、これらの活動事例はホームページで紹介するなどし、身近な流域における水環境保全活動の推進を呼びかけてきました。

### ◇ 主な取組 ◇

#### ◆ 地域の関係団体等による流域ネットワークづくりへの支援

- ・ NPOや環境保全団体、市町村等へ施策の周知、「北海道eー水（イームズ）プロジェクト」の助成制度を紹介するなど、ネットワークづくりに向けた取組を推進
- ・ 流域環境保全計画策定に向けた取組の支援（流域環境保全計画策定数 7流域（25年度末））

#### ◆ 関係部局との連携

- ・ 関係各部や振興局と情報交換を実施

#### ◆ ホームページによる情報発信

- ・ 流域ネットワークの必要性と身近な流域における水環境保全活動などをホームページに掲載

#### ◆ 地域の環境保全活動への支援

- ・ 「地域づくり総合交付金」の地域づくり推進事業（一般事業）の1つとして、「地域環境サポーター支援制度」を創設し、地域の民間団体等が行う水環境保全再生事業などに対して支援を実施（23年8月 制度創設支援団体等数 23年度 37件、24年度 9件、25年度 2件）
- ・ 地域の自発的な環境活動のすそ野を広げるため、ホームページで活動事例を紹介
- ・ 民間企業との協働事業「北海道eー水プロジェクト」により、道内の水辺で環境保全活動に取り組む団体に対して支援を実施（23年 7団体、24年 9団体、25年 8団体、26年 7団体）
- ・ 地域の活動の取組の情報発信の場として「北海道eー水フォーラム」を開催（各年 1回）